

【ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて】

ご意見・ご要望などの内容の確認
報告を受けた旨の通知を行います。

保育園利用者

(保護者など)

申出 ご意見・ご要望・ご相談

相談解決責任者に相談の
段階で納得がいかない場
合には、第三者委員に直
接相談し、話し合いへの
立ち合い・助言を求める
ことができます。

受付担当者

(主任保育士・担当保育士)
ご意見・ご要望などの受付記録。



申出 保護者の方の求めに応じて報告します。

相談解決責任者

(園長)
話し合いにより、
ご意見・ご要望などを解決します。

第三者委員

(2名)
必要に応じて、
話し合いに立ち会います。

結果
報告

結果
報告

- ご意見・ご要望などの受付担当者 ……[主任]永山 佳菜 (ながやま かな)
- ご意見・ご要望などの相談解決責任者 ……[園長]佐藤 佳子 (さとう よしこ)
- 第三者委員 ……[1]齊藤 文登 (042-556-3331 / 評議員※)
[2]高橋 公江 (042-557-1318 / 評議員※)

※法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する役割を果たします。